**様式第２号**（第12条第１項関係）

　第　　　　号

年 　月 　日

　　　　　　　　様

双葉地方水道企業団議会

議長

開示決定通知書

年 　月 　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、双葉地方水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第２号）第24条第１項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ） |  |
| 不開示とした部分とその理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、双葉地方水道企業団議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から起算して６か月以内に、双葉地方水道企業団議会議長を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示する保有個人情報の利用目的 |  |

開示の実施の方法等（同封）の説明事項をお読みください。

|  |
| --- |
| 1. 開示の実施の方法等

　　事務所による開示（閲覧、複写機により複写したものの交付　　写しの交付（2） 事務所における開示を実施することができる日時及び場所期間： 　月 　日から 　月 　日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）時間：場所：（3）　写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）(4)　電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合 |